

第1回 広島市入札等適正化審議会 議事要旨

- 1 会議名
令和4年度第1回広島市入札等適正化審議会
- 2 開催日時・場所
令和4年7月7日（木） 午前10時～午前11時20分
市役所本庁舎14階 第7会議室
- 3 出席委員名
田村委員（会長）、山田委員（副会長）、齋藤委員、田中委員、谷川委員
- 4 事務局
財政局契約部長ほか6名
- 5 説明等のため出席した職員（説明順）
財政局契約部工事契約課長
安芸区農林建設部地域整備課長
安佐北区農林建設部地域整備課復興工務担当課長
環境局施設部工務課長
都市整備局営繕部営繕課施設整備担当課長
- 6 議題（公開、非公開の別）及び審議の概要

- (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告（令和4年1月～3月分）（公開）
 - ア 工事の発注状況について
 - イ 低入札価格調査制度の運用状況について
 - ウ 指名停止措置等の運用状況について
 - エ 苦情処理の運用状況について
 - オ 談合情報への対応状況について

事務局から(1)のアからオまでについて、取りまとめて報告等を行った。
報告に対して、委員から意見はなかった。

- (2) 抽出事案の審議（公開）
 - ア 安芸1区85号線道路改良工事（3-1）（条件付き一般競争入札）
 - イ 湯坂川及び支川ほか3河川災害復旧工事（3-1）（通常型指名競争入札）
 - ウ 安佐南工場焼却施設応急復旧工事（随意契約）
 - エ 似島臨海少年自然の家新生活棟（仮称）等新築その他工事（条件付き一般競争入札）

(2)のアからエまでについて、各工事担当課長等から各々の発注した工事について説明及び質疑応答を行った。委員から意見はなく契約は適正であると判断された。

- (3) 令和4年度第2回審議会で説明を受ける工事の抽出について
次回の審議会で審議する事案の抽出は、田村会長が担当することとなった。

(4) 次回の審議会開催日程について

事前の日程調整の結果、令和4年10月24日（月）午後2時（日本時間）から本庁舎14階第7会議室において開催することとなった。

7 傍聴人の人数

傍聴者 なし

8 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

ア及びウ～オ 質疑なし

イ 低入札価格調査制度の運用状況について

Q1 No1～3の下水道工事は、いずれも同じ業者が調査対象となり、問題がないという結論になっているが、他と比べて安い特別な理由があったのか。下請業者との契約金額が安すぎるというのであれば、競争という点から不適切ではないか。

A1 低入札価格調査の中で、下請業者との契約状況を確認しており、ダンピングの懸念はないと認められた。この業者は工事成績の優良な業者であり、低入札価格調査において有利である。

Q2 工事成績の優良な業者が入札すると、必ずその業者が落札することになるのか。

A2 低入札価格調査において有利となるが、それだけで落札となるわけではない。

(2) 抽出事案の審議

ア 安芸1区85号線道路改良工事（3-1）（条件付き一般競争入札）

Q1 応札者が1者のみであった理由は。

A1 工事現場は、幅員が2mと狭く道路勾配が急であるため、大型重機による作業が不可能であること、また、交通を確保しながらの施工となり、効率性が悪い現場状況であることなどの要因により、多くの業者が応札を控えたと思われる。

Q2 落札率が100%と非常に高い理由は。

A2 土木積算に精通している業者であれば、本件の予定価格の算出は十分可能であり、工事内容や現場状況を精査した結果、予定価格に近い価格で応札したものと思われる。

Q3 応札可能業者はどの程度いたのか。

A3 最低20者以上は確保している。

Q4 この入札について、他の業者から問い合わせ等があったのか。

A4 質問等は1件もなかった。

Q5 今回落札した業者は、なぜ応札したと考えられるのか。

A5 工事現場から営業所が近く、地元に通じているため応札したと考えられる。

イ 湯坂川及び支川ほか3河川災害復旧工事（3-1）（通常型指名競争入札）

Q1 19者指名したのに、応札者以外は不参加又は辞退となった理由は。工事の範囲が広いが、もう少し分けて発注すれば、応札者が増えたのでは。

- A 1 元々は2つに分けて発注していたが、入札不調が4回続いた経緯がある。業者へヒアリングを行ったところ、他の災害復旧工事もあり手が取れない、技術者や下請業者がない等の理由であった。そのため、本件は、被災箇所をまとめて発注することで、ランクの高い業者が入札に参加できるように工夫したものである。
- Q 2 工事現場の状況はどうか。
- A 2 ほとんど離合ができないような細い道がメインとなっている。
- Q 3 そういう現場を集めて発注することで、スケールメリットがあるのか。
- A 3 あると思う。一か所ずつの発注で時間をかけて施工するよりは、経費や安全管理費、工事資材等の面でまとめてやることのメリットは大きい。
- Q 4 工事の条件の設定は、ケースバイケースで個別判断しているのか。
- A 4 そうである。災害復旧工事においては、それぞれの被災箇所によって、工事範囲の設定を考える必要がある。また、工事費の設計や応札可能業者が確保できるのか等も個別で検討していくことになる。

ウ 安佐南工場焼却施設応急復旧工事（随意契約）

- Q 1 随意契約に至るまでの経緯を確認したい。
- A 1 緊急に施工する必要があったため、建設時に施設の設計・施工を行った J F E エンジニアリング株式会社中国支店と随意契約を行った。
- Q 2 工場のどこが損傷したのか。
- A 2 ごみピット内に溜まっていたごみが燃えたことで、ごみクレーンのケーブルやモーターが損傷した。また、放水銃や自動火災検出装置も損傷した。
- Q 3 火災の原因は何だったのか。焼却のごみの問題か、それとも他に要因があるのか。
- A 3 ごみの中に混入していたリチウムイオン電池等が発火源と想定され、ごみピット内で発火し、他のごみに燃え移ったことが火災の原因であると推測される。
- Q 4 今回の工事の位置付けは、あくまで原状回復的な応急復旧を目的としているのか。それとも、消火設備を充実させるなど、今後の対応を見据えた工事となるのか。
- A 4 ごみの焼却が開始できるよう、火災で損傷した設備を原状復旧することが本工事の目的である。ただし、火災を速やかに検出及び消火できなかったこともあり、放水銃と自動火災検出装置については、設置位置の見直しを行った。建物本体や照明、内装材等の損傷については、今回の工事から除外しており、今後直していく予定である。

エ 似島臨海少年自然の家新生活棟（仮称）等新築その他工事（条件付き一般競争入札）

- Q 1 応札者が1者のみであった理由は。
- A 1 工事場所が似島という島しょ部であり、現場への交通手段が船に限られること、また、現場で実際に作業できる時間が制限されるため効率が悪いこと等の理由が考えられる。
- Q 2 応札可能業者はどの程度いたのか。
- A 2 本店の「A」ランクで認定された者は9者、支店業者は45者おり、応札可能業者は一定数確保している。
- Q 3 工事資材は通常のフェリーで運ぶのか。それとも独自にチャーターするのか。
- A 3 チャーターすると費用がかさむため、通常のフェリーを利用して資材を運んでいる。
- Q 4 島しょ部の工事は時間的制約や物理的制約があり、応札者が少なくなることは理解できるが、予定価格を上げる等、応札者を増やすための対策はしているのか。
- A 4 島しょ部の工事であることを前提とした見積りを取っており、それを参考に単価を作っている。また、積算の中にフェリー代等を含めている。時間的制約があるため、工期を長めに設定しているが、技術者を拘束する時間が長くなってしまいうため、応札を控え

る一因となった可能性がある。

Q 5 今回の入札について分析はしたのか。

A 5 まずは設定基準で入札を行い、その結果を踏まえて条件の変更を検討している。これまでに似島で行う工事で入札不調となったものについては、分析の上、条件の緩和を行っている。